

仕 様 書

【収集運搬及び処分用】

- 1 件名
倉石郵便局の産業廃棄物の収集運搬及び処分業務の委託
- 2 目的
廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令に基づき、適正に産業廃棄物処理を行う。
- 3 廃棄する物品の一覧
項番 5 に記載のとおり
- 4 契約期間
契約締結日から 2026 年 11 月 27 日（金）まで
ただし、収集運搬日については主管担当と協議により決定すること
- 5 処理委託する産業廃棄物の種類及び予定数量
 - (1) 処理委託回数
1 回
 - (2) 処理委託数量（1 回当たり）

産業廃棄物の種類	具体的物品名	性状・荷姿	予定数量	特別管理 産業廃棄物
金属くず	キャビネット等	バラ	2.5 t	該当・ ☐ 非該当
混合廃棄物 （木くず・金属くず・ 廃プラスチック類）	事務机、事務椅子等	バラ	3 t	該当・ ☐ 非該当

※作業当日、上記以外に廃棄物品が生じた場合は、柔軟に対応すること。

- (3) 産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報（産業廃棄物の取扱に際し注意すべき事項）

- ア 処理委託する産業廃棄物に以下の品目が含まれる場合は、下記のとおり有害特性を有する可能性があることから、留意の上取り扱うこと。
- ・ 廃パソコンで右記のマークが添付されているもの（特定の有害物質を一定量以上含有することを示すマーク）・・・ リサイクル・リユース時の配慮

- イ 上記ア以外に注意すべき事項

- ・ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等の性状変化
- ・ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障
- ・ 日本産業規格 C 0 9 5 0 号に規定する含有マークの表示
- ・ 石綿含有産業廃棄物
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等
- ・ その他取扱いの注意事項

- | | |
|----------------------------|---------------------------------------|
| ☐ 有 | ☒ 無 |
| ☐ 有 | ☒ 無 |
| ☐ 有 | ☒ 無 |
| ☐ 有 | ☒ 無 |
| ☐ 有 | ☒ 無 |
| ☐ 有 | ☒ 無 |



特定化学物質の含有マーク

上記において有の場合は、以下の表に記載の事項に留意の上取り扱うこと。

産業廃棄物の種類	注意事項	適正処理に必要な情報
	☐ 性状の変化 ☐ 混合等による変化 ☐ 含有マーク ☐ 石綿含有 ☐ 水銀含有 ☐ その他	

本項の内容に変更が生じた場合は、変更情報は東北支社経営管理部店舗担当（以下、主管担当という）から伝達する。

6 委託日時の調整

処理委託する廃棄物を引き渡す日時については、受託者と主管担当が協議により定めるものとする。

7 委託業務の終了報告

(1) 本契約に基づき委託された産業廃棄物の収集運搬が終了したときは、その都度直ちに業務終了報告書として、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票又は電子マニフェストの運搬終了報告を主管担当に提出する。

なお、マニフェストの提出に時間がかかる場合には、適宜の様式により業務終了報告書を提出する。

(2) 本契約に基づき委託された産業廃棄物の処分が終了したときは、その都度直ちに業務終了報告書として、マニフェストD、E票又は電子マニフェストの処分終了報告を主管担当に提出する。

なお、マニフェストの提出に時間がかかる場合には、適宜の様式により業務終了報告書を提出する。

(3) 本契約は、前項の処分業務終了報告書に記載された処分日をもって履行の完了日とする。

(4) 業務終了報告書の提出の有無に関わらず、マニフェストは法令等に従い適正に運用し、提出すること。

8 請求書等の提出

処分完了後、「請求書(適宜様式)」を作業完了日の翌月第3営業日までに主管担当に提出すること。

9 その他

(1) 本契約に関する詳細については、主管担当（022-267-7185）に確認すること。

(2) 本仕様書及び契約書に定めのない事項については、主管担当と契約相手方が協議の上決定するものとする。